

令和4年度札幌市の図書館の「将来の在り方」
についての調査研究業務提案説明書

令和4年8月
札幌市教育委員会
中央図書館運営企画課

令和4年度札幌市の図書館の「将来の在り方」についての調査研究業務提案説明書

1 業務の名称

令和4年度札幌市の図書館の「将来の在り方」についての調査研究業務

2 本書の目的

札幌市が実施する「札幌市の図書館の「将来の在り方」についての調査研究業務」の委託の相手先を選定するための公募型企画提案に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

3 業務概要

(1) 目的

札幌市が令和4年5月に策定した「さっぽろ読書・図書館プラン2022」において、「持続可能な図書館サービスを見据えた図書館運営」の手法を検討することとされている。この業務においては図書館の「将来の在り方」について市民アンケートを実施し、その結果及び本市が行った図書館に関する各調査の結果を分析することにより、身近な学びの場の機能を充実するという観点から市民ニーズを把握すると共に、専門的知見や他都市事例等も踏まえ、札幌市の図書館の在り方について提案することを目的とする。

(2) 業務規模 4,719千円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

上記金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

4 業務内容

別添1「仕様書」のとおり。

5 参加資格

以下の要件の全てを満たす者とする。

(1) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「情報サービス、研究・調査企画サービス業」に登録されている者であること。

(2) 企画提案書の提出時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止措置を受けていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。但し、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされてい

る場合は、この限りではない。

- (6) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

6 参加手続に関する事項

企画提案に関わる必要書類は、下記のとおり提出すること。なお、様式不問の指定がある場合を除き、これによらない提出書類等は受付しないものとする。

(1) 提案説明書等の入手先

提案説明書等は、令和4年8月8日（月）から札幌市公式ホームページ内「札幌市の図書館」にて公開する。URL <https://www.city.sapporo.jp/toshokan/>

(2) 提出書類

以下ア～ウは1部、エ～ケは10部（正本1部、副本9部）提出すること。

- ア 参加意向申出書（様式1）
- イ 企画提案者概要（様式2）
- ウ 企画提案書等の提出について（様式3）
- エ 業務運営体制（様式4）
- オ 業務処理体制図（様式不問）
- カ 企画提案書（様式不問）
- キ 類似業務等受託実績（様式5）
- ク 業務処理工程表（様式不問）
- ケ 積算書（様式不問）

※ア～キの作成にあたっては、文字サイズを10.5ポイント以上、紙サイズは原則A4判とすること。

※カは、片面印刷20枚程度とする。本業務の目的を達成するに当たって、提案者が効果的と考える項目があれば、独自提案事項として合わせて提案すること。

※ケは、積算根拠がわかるように内訳書を添付するなどして作成すること。なお、本積算額は評価対象とはしない。また、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(3) 提出方法等

ア 提出方法

持参または郵送

イ 提出先

〒064-8516 札幌市中央区南22条西13丁目1-1 中央図書館3階
札幌市教育委員会中央図書館運営企画課企画担当係 井上

(4) 提出期限

ア 参加意向申出書等（上記(2)ア及びイ）

令和4年8月30日（火）17時15分（必着）

※申出の無い者からの企画提案は受付しない。

- イ 企画提案書等（上記(2)ウ～ケ）
令和4年9月6日（火）17時15分（必着）
- (5) 質問の受付及び回答
 - ア 質問受付期間
令和4年8月8日（月）から令和4年8月23日（火）まで
 - イ 方法
本事業に関する質問については、「質問書」（様式6）にて行うこと。
 - ウ 提出先
電子メール chuotosyokan@city.sapporo.jp
件名は、「令和4年度札幌市の図書館の「将来の在り方」についての調査研究業務に関わる質問」とすること。
 - エ 回答
質問を受け付けた後、随時、電子メールにて各質問者に回答する。
質問に対する回答は、「札幌市の図書館」ホームページで公開する。但し、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。なお、質問書以外での電話や来庁による質問及び受付期間以外の質問は受付しない。
- (6) その他
 - ア 企画提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とする。
 - イ 提出する提案は1案とする。提出期限後の資料追加及び変更は認めない。
 - ウ 全ての提出された書類は返却しない。
 - エ 参加意向申出書を提出した後に申請を取りやめる場合は、取下願を提出すること。

7 審査

企画提案は、本市職員からなる「札幌市の図書館の「将来の在り方」についての調査研究業務企画競争実施委員会」において審査する。

- (1) 審査基準
別添2「札幌市の図書館の「将来の在り方」についての調査研究業務委託選定基準」のとおり
- (2) 一次（書類）審査
多数の企画提案書の提出があった場合には、書類審査を行う。
 - ア 日程：令和4年9月7日（水）（予定）
 - イ 一次審査通過の企画提案は5者程度とする。
 - ウ 企画提案者が5者以下の場合は、一次審査を省略する。
- (3) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
一次審査を通過した企画提案者を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングにより二次審査を行う。
 - ア 日程：令和4年9月14日（水）（予定）
 - イ 会場：札幌市中央図書館3階 研修室A（予定）

ウ 実施方法

本市の指定した時刻から順次個別に行う。

(ア) プレゼンテーション (20 分程度)

(イ) ヒアリング (10 分程度)

エ 企画提案者 1 者あたりの出席人数は、2 名以内とする。なお、コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用や手指消毒を行うとともに、発熱症状等がある者の参加は控えること。

オ プレゼンテーションに出席しない事業者の提案は、取り下げたものとみなす。

カ プレゼンテーションは、提出した企画提案書に基づいて説明を行うこと。

(4) 契約候補者の決定

ア 実施委員会の審査において最低基準点（総評価点の 6 割）を超えた者のうち、最も高い評価を得た企画提案者を契約候補者とする。総合得点と同点の企画提案者があるときは、別添 2 のうち「将来も持続可能な図書館サービスを見据えた図書館運営の調査研究」の項目において、最も高い評価点を得た企画提案者を契約候補者とする。その項目が同点の場合は、委員会で協議の上、選定するものとする。

イ 企画提案者が 1 者となった場合、実施委員会の審査において最低基準点（総評価点の 6 割）を超えた場合に限り契約候補者として決定する。

(5) 選定結果の通知方法

ア 一次審査結果は、確定後速やかに電話、Eメール等で通知するほか、別途文書により通知する。

イ 二次審査結果は、令和 4 年 9 月 15 日（木）以降に文書により通知する。

(6) 選定結果に対する質問

上記 6 (5) イ～エの方法により行うこと。回答は個別に行う。

8 契約候補者との協議及び契約

(1) 本業務は、審査によって選定された 1 者と随意契約により、契約を締結することを原則とする。契約候補者は見積書を提出すること。

(2) 選定された企画提案者との交渉の結果、合意に至らなかった場合、又は、契約候補者の本企画提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、順次 2 位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。

(3) 企画提案の内容がそのまま契約内容となるものではなく、選定された事業者との交渉の結果、企画提案書の一部を変更することがある。

(4) 契約手続きは、札幌市契約規則の定めるところによる。

(5) 札幌市は、契約締結後においても受託者が本企画提案における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

9 その他留意事項

(1) 企画案の著作権は各企画提案者に帰属する。

(2) 本市が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要

な改変を含む。)することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。

- (3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、その委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (6) 企画案が採用となった場合、企画内容の一層の充実を図るため、委託者と受託者の協議により、調整する場合がある。

10 参加資格の喪失

本プロポーザルにおいて企画提案者が参加資格を有することを確認したときから審査が確定するまで（契約候補者にあつては契約を確定するまで）において、次のいずれかに該当するときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は契約候補者としての選定を取り消すこととする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- (2) 提出された書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき。

11 失格要件

次の各号に該当する場合は失格とする。

- (1) 本提案説明書等に定める手続き、方法等を遵守しない場合。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った場合。
- (3) その他、実施委員会において不相当と判断した場合。

12 公募スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 企画提案の公募開始 | 令和4年8月8日（月） |
| (2) 質問書の受付期限 | 令和4年8月23日（火） |
| (3) 参加意向申出書の提出期限 | 令和4年8月30日（火） |
| (4) 企画提案書等の提出期限 | 令和4年9月6日（火） |
| (5) 一次審査（書類審査） | 令和4年9月7日（水） |
| (6) 二次審査（プレゼンテーション） | 令和4年9月14日（水） |

13 参考資料

企画提案において、以下の資料を参考とすること

- (1) さっぽろ読書・図書館プラン 2022 (下記 URL 参照)
<https://www.city.sapporo.jp/toshokan/guide/sisin/plan2022.html>
- (2) 札幌市の図書館 2021 (下記 URL 参照)
<https://www.city.sapporo.jp/toshokan/guide/sisin/liv/2021.html>
- (3) 利用者 (来館者) アンケート、(仮称) 札幌市読書活動推進・図書館振興計画
読書活動についてのアンケート結果報告書 (下記 URL 参照)
<https://www.city.sapporo.jp/toshokan/guide/liv/top.html>

14 問い合わせ先

札幌市教育委員会中央図書館運営企画課企画担当係 井上

〒064-8516 札幌市中央区南 22 条西 13 丁目 1-1

TEL 011-512-7330 FAX 011-512-7110 Email : chutosyokan@city.sapporo.jp